**シェアハウス管理規定**

1. **総則**

**（目的）**

1. **この規定は　福利厚生の向上を図るために法人が借入れたシェアハウス（以下,　単に「寮」**

**という。）の管理及び使用に関して必要な事項を定める。**

**（管理及び運営）**

1. **寮の管理及び運営は法人代表とする。**

**第２章　使用及び入寮**

**（入寮の条件）**

1. **寮の使用は、２人以上３人以下とする。**

**（入寮の資格）**

1. **寮の使用は、次の各号に該当する従業員とする。**
2. **通勤に困難な土地に住居がある者、または通勤はできるが時間を要する者。**
3. **業務上、その他　法人が特に必要と認めた者**

**（入寮の選考）**

1. **法人は前条の条件を備えた入寮希望者に対し、その都度選考を行う。**

**（入寮の手続）**

1. **入寮の許可を受けた者は所定の誓約書を提出しなければならない**

**（寮入居者義務）**

1. **寮入居者は、この規定および別に定める規則を守り寮生活が共同の生活であることを**

**自覚し、寮生活の風紀秩序の維持に努めるとともに寮の管理と運営が円滑に行われるように**

**協力しなければならない。**

**（禁止事項及び規則）**

1. **寮入居者は、次に揚げる行為をしてはならない。**
2. **法人の許可を得ない増改築及び補修**
3. **シェアハウス本来の使用目的に反する使用**
4. **入寮許可を受けた者以外の者の使用又は転貸及びこれに類すること**
5. **寮内に危険物を搬入貯蔵すること**
6. **法人の許可を得ない掲示、宣伝、政治的集会及び営業**
7. **所定の場所以外での火気の使用**

**（シェアハウスの変更）**

1. **寮の管理運営上、寮の閉鎖、入居者のトラブル等で　法人が移転を求めた時は**

**居住者はこれに応じるものとし、移転費用は自己負担とする。**

**（移転費用）**

**第10条　入寮の際に発生する移転費用（引っ越し）に限り実費のみ法人が負担する。（上限１０万円）**

**クーラーの設置、ケーブル、インターネットなど運搬以外の工事費等は自己負担とする。**

**（家賃）**

**第11条　家賃のみ法人負担**

**（光熱費等）**

**第12条　寮入居者は、次の費用を負担する。**

1. **電気、ガス及び水道使用料金**
2. **電気、ガス及び水道の使用上必要な器具**
3. **その他　居住することによって発生する費用**

**（弁償）**

**第13条　寮入居者は、建物及び付属設備等を故意または重大な過失により破損減失した場合は**

**補修に必要な費用を負担しなければならない。**

1. **退寮**

**（退寮）**

**第14条　寮入居者は、次の各号に該当するときは１４日以内に退寮しなければならない。**

**ただし、寮入居者の申し出によりやむを得ない理由があると法人が認めた時に限り、**

**期間を延長することがある。**

1. **寮入居者が退職した時**
2. **この規定およびに定める規則に違反した者、もしくは寮の建物、設備、備品等を故意**

**又は重大な過失により破損または減失させ訓戒をなすも改悛の情が全くみられない者。**

1. **暴行、脅迫、傷害、窃盗、その他　寮の秩序を乱す行為のあった者。**
2. **その他　寮生活に妨げとなる行為があった者。**
3. **事情により同居者が退去し定員を満たさない状態が1か月以上続いたとき。**

**ただし、この場合に限り退寮及び家賃半額負担のどちらかの選択ができる。**

**（退寮手続き）**

**第15条　1.　寮入居者は寮を立ち退くときはあらかじめ30日前までに申し出て**

**法人立ち合いの上明け渡すものとする。**

**2.　寮入居者は寮を退去するときは，原状に回復して法人の確認を**

**受けるものとする。**

1. **雑則**

**（届出義務）**

**第16条　　寮入居者は寮に関する事項について変更を生じたときは、速やかに法人に**

**届けねばならない。**

**（長期留守）**

**第17条　　入居中の寮を30日以上にわたり留守にするときは、事前に申し出なければ**

**ならない。**

**（寮内でのルール）**

**第18条　　寮入居者間における生活でのルールに関して法人は一切関与せず、入居者同士が話し合い**

**決定し入居者が気持ちよく生活できるようにそれに努めること。**

**（入居者間のトラブル）**

**第19条　　寮入居者同士で発生したトラブルは当事者同士で解決すること。**

**附則**

**この規定は、平成29年7月16日より1年間実施する。それ以後はその都度法人の財務状況、利用者の評判等を鑑みて決定していく。**